



最近の判例 North Carolina Department of Revenue v. Kimberley Rice Kaestner 1992 Family Trust, 588 U.S. __, 139 S. Ct. 2213 (2019) : 州内居住者を受益者とする州外所在信託の収益に対する州所得…

淵, 圭吾

(Citation)

アメリカ法, 2020(1):129-133

(Issue Date)

2020-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476693>



North Carolina Department of Revenue v. Kimberley Rice Kaestner 1992 Family Trust, 588 U.S. __, 139 S. Ct. 2213 (2019) —州内居住者を受益者とする州外所在信託の収益に対する州所得税の課税が第14修正のデュー・プロセス条項に反するとされた事例

【事実の概要】

1992年、ライス（Joseph Lee Rice, III）（ニューヨーク州居住者、著名なプライベート・エクイティ・ファンドの共同代表）がニューヨーク州法に基づき本件信託を設定した。ライスが委託者、マッテソンが受託者であった。2005年より、バーンスタイン（コネチカット州居住者）が受託者になった。受益者の一人である、ライスの娘、キンバリー・ライス・ケストナーが1997年にノースカロライナ州に転居してきた。信託は2006年に分割され、ケストナーとその3人の子を受益者とする *separate share trust* が本件訴訟の当事者となっている。

係争年度（2005年から2008年）において、信託が保有する金融資産およびそのカストディアンはマサチューセッツ州ボストン所在であった。各種書類はニューヨークで保管され、租税申告書等もニューヨークで作成されていた。受益者への財産や所得の分配は、受託者であるバーンスタインの裁量によって行われ、係争年度においては、ケストナーを含むノースカロライナ州居住の受益者に対しての分配は行われなかった。信託条項では、ケストナーの40歳の誕生日に信託に属する財産を分配することになっていたが、ケストナーと委託者・受託者との間の相談により、ケストナーを受益者とする新たな信託を設定し、信託に属する財産をこちらに移すことになった。信託の管理にあたり、受託者であるバーンスタインは、受益者であるケストナーおよびその夫と、信託に属する財産の投資先や所得の分配について相談していた。

ノースカロライナ州では、州内居住者が受益者である信託について生じた所得について、その受益者への分配の有無を問わず毎年課税していた¹⁾。州歳入省（North Carolina Department of Revenue）は、本件信託が本件係争年度に得た全額に対して租税を賦課決

1) 州居住者に帰属する信託の所得（trust income that “is for the benefit of”）に対して課税していた。N.C.G.S.A. § 105-160.2.

定し、受託者にこれについての支払いを要求した。受託者は異議を留めて合計 130 万ドルを納税し、第 14 修正のデュー・プロセス条項違反を主張して州裁判所に出訴した。州裁判所は、第一審、控訴審、州最高裁のいずれも、納税者（受託者）の主張を認めた。合衆国最高裁判所は、州歳入省によるサーシオレイライを認めた。本判決の法廷意見は、ソトマイヨール裁判官が執筆した。アリート裁判官による同意意見（ロバーツ首席裁判官とゴサッチ裁判官が参加）がある。

【判旨】

I. デュー・プロセス条項の規定内容と趣旨

「州税の文脈では、デュー・プロセス条項は、州が『当該州により与えられる保護、機会及び便益と財政上の関係がある』租税しか課せないよう、限界づけている。」²⁾

「最高裁は、州税がデュー・プロセス条項に適合するか決するにあたり、二段階での分析を行う。第 1 に（本件ではこれが問題となるのだが）、『州と、課税対象となるべき人、財産または取引との間に、何らかの確固たる紐帯、何らかの最低限のつながり』がなくてはならない。第 2 に、『税法上、州に帰属させられる所得が、「当該州に関わる諸価値」と合理的に関連していなくてはならない。』」³⁾

第 1 の基準につき、最高裁は、「最低限の接触」という、International Shoe Co. v. Washington 判決 (326 U.S. 310 (1945)) の有名な基準を借用している (Quill 判決)。最低限の接触があるかどうかの判断は、柔軟で、政府の行為の合理性に焦点を当てるものである。究極的には、州との関わりから「便益と保護」を得ている者のみが、当該州との関係で義務を負うべきである。

II. 受益者の居住を理由とする課税に関する判断基準

「信託の構成員——受益者、委託者、または受託者——の州内居住に基づく州税を評価するにあたり、デュー・プロセス条項は、当該居住者と課税の対象たる信託財産 (trust assets) の間の個別の関係に注目する。」「ある租税が受益者の州内居住に基づいている場合、憲法は、当該居住者が信託財産に対する一定程度の占有、支配または享受を有していること、あるいは当該財産を受領する権利を有していることを、州が当該財産に対する課税を行うための要件としている。」

III. 本件の事案へのあてはめ

「以上の諸原則を本件に当てはめて、われわれは、本件受益者らのノースカロライナ州内居住という事実だけでは、州税を正当化するのに必要な最低限のつながりがあるとは言えない、と結論づける。」「第 1 に、本件受益者らは、本件係争年度において、信託から全く所得を受け取っていない。」「第 2 に、本件係争年度において、本件受益者は、信託からの支払いを求める (to demand trust income)、その他の信託財産に属する財産 (the trust assets) を支配、占有、または享受する権利を有していない。」「第 3 に、ケストナーもその子どもたちも、本件係争年度において分配 (distributions) を求めることができなかつ

2) Wisconsin v. J.C. Penny, Co. 判決 (311 U.S. 435 (1940)) を引用し、課税の根拠に関する利益説に立っている。

3) Quill Corp. v. North Dakota 判決 (504 U.S. 298 (1992)) を引用している。同判決については、浅香吉幹 [1993] アメリカ法 317 頁 (1994)。

たのみならず、将来においても、本件信託からの所定の額の支払い（any specific amount of income）を受けることを必ずしも当てにすることができなかった。」

【解説】

I. 本判決の位置づけ

本件においては、ある州の居住者を受益者とする州外所在の信託に生じた所得について、この州が所得税を課すことが、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項との関係で許されるかどうかが問題となった。最高裁は、1992年のQuill判決で示され、また、2018年のWayfair判決⁴⁾においても維持されていた、デュー・プロセス条項の州税との関係での判断枠組みに従って判断を行い、問題となったノースカロライナ州の税法の規定を本件の信託に対して適用することはデュー・プロセス条項違反になると結論づけた。

信託に対して州税を課すことがデュー・プロセス条項に反するかどうかは、1920年代から1940年代にかけてしばしば争われており、古い最高裁判決が数多く存在する。しかし、本件で問題となったような、州内居住者が受益者である場合における州外所在の信託に対する課税の是非について直接判断した合衆国最高裁判所の判決は存在しなかった。本判決は、Quill判決の枠組みに従うと同時に、上記の古い最高裁判決との整合性を意識して書かれている。

II. 本判決の読み方

本件で問題となった税法は、信託に生じた所得、すなわち、信託財産に属する財産の増分のうち、州内受益者に帰属すると目される部分を課税標準として課されている。この課税方式は、日本の所得税法13条が採用する原則的方式（受益者等課税信託）と基本的に等しい。ところが、このような課税方式が、少なくとも本件受益者らとの関係ではデュー・プロセス条項違反とされているのである。なぜ、日本では特に憲法上の問題が指摘されることすらない課税方式が、憲法違反となってしまうのだろうか。

まず、本判決は、州外に所在する信託の所得に対して課税している、あるいは、州外に所在する受託者に納税義務を負わせている、というような形式的な理由でデュー・プロセス条項違反と結論づけているわけではない。むしろ、「最低限のつながり」の存否について実質的な判断をしようとしている。それゆえ、仮に法改正をして受益者ら自身を納税義務者にしたとしても、本判決の結論は変わらないのではないと思われる。

本判決は、州内居住者である受益者らと信託財産に属する財産との関係を分析し、この関係が希薄であることを理由として、課税することが憲法違反になると判断した。なぜ、希薄だと言えるのだろうか。この点については、以下の2つの仮説が考えられる。

第1に、少なくとも所得課税を考えるにあたって、本判決は、信託自体を1つの納税義務者と見、受益者は信託の外部にいる債権者的な存在だと理解しているのかもしれない⁵⁾。言い換えると、信託にとって受益者はエクイティ・ホルダーではない、ということである。エクイティ・ホルダーでない以上、信託から受益者に対する分配額が確定して初

4) South Dakota v. Wayfair, Inc., 138 S. Ct. 2080 (2018). 同判決については、木南敦 [2019] アメリカ法 62頁 (2019).

5) 潤圭吾「民事信託をめぐる相続税・贈与税課税のタイミングと『受益者等』の範囲について」学習院大学法学会雑誌 48巻1号 37頁 (2012) 51-53頁；潤圭吾「税法との関係における信託財産を構成する個々の財産の人的帰属」信託研究奨励金論集 38号 83頁 (2017).

めて、あるいは、実際に分配が行われて初めて、受益者が信託から得る所得に課税できるということになる。

アメリカ連邦所得税においては、パートナーシップについてはパートナーシップ段階の所得をパートナーに計算上割り付ける（配賦する）という、導管（conduit）扱いがされている⁶⁾。しかし、信託については信託自体を納税義務者とした上で、信託から受益者に対して払い出された額を信託の所得計算上控除するという課税方式が採用されている⁷⁾。本判決は、連邦所得税で採用されているこのような課税方式こそが信託の本質を反映している、と考えたのかもしれない。

これに対して、第2に、本判決は、たとえ信託の受益者をエクイティ・ホルダーであると認識したとしても、信託から受益者に対する分配、あるいは少なくとも、分配額の確定がない以上、受益者にとって所得は実現しておらず、それゆえに課税することは許されない、と考えたとも読める。実現（realization）、ないし、元本からの分離を（憲法の要請する）所得の構成要素と考える *Macomber* 判決⁸⁾ に基づき、憲法違反という判断を下したということである。

学説上、アメリカではヘイグ＝サイモンズの所得概念が主流となっており、日本でも同様である⁹⁾。しかし、アメリカの判例を仔細に見ると、憲法上、所得とは実現した利得のみを意味する、という *Macomber* 判決が示した命題は、その後の判決により完全に覆されたわけではない¹⁰⁾。

III. 仮説の問題点

以上の仮説2つのそれぞれにつき、次のような問題点を指摘することができる。

第1の仮説については、次のことが言える。連邦所得税で採用されている方式は、信託についてとりうる唯一の課税方式ではない。また、この方式が憲法上要請されている、ないし憲法との関係で前提とされている、と言うことはできないはずである。さらに、連邦所得税では、日本でいうパス・スルーとベイ・スルーの区別が必ずしも明確にされておらず、両者が導管理論（conduit theory）として一括して扱われてきたという経緯がある。このため、連邦所得税で採用されている方式について、「本来、信託で利得が生じた段階で受益者に対して所得課税ができるにもかかわらず、政策的に、信託から受益者に対して分配されるタイミングまで課税を繰り延べている」ものとして理解する余地が残されてい

6) BORIS I. BITTKER & LAWRENCE LOKKEN, *FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES, AND GIFTS* ¶ 2.4. 日本ではこのやり方はパス・スルーと呼ばれることがある。

7) *Id.* at ¶ 81.1. 日本ではこのやり方はベイ・スルーと呼ばれることがある。同様の方式として、匿名組合契約に関する所得税基本通達36・37共-21の但書を除く部分、および、36・37共-21の2を参照。匿名組合契約の課税のあり方に関する（通達改正前における）分析として、瀧圭吾「匿名組合契約と所得課税——なぜ日本の匿名組合契約は節税目的で用いられるのか？」ジュリスト1251号177頁（2003）。

8) *Eisner v. Macomber*, 252 U.S. 189 (1920).

9) 日本では包括的所得概念として知られる。記念碑的な研究として、金子宏「所得概念の研究」（1995）を参照。

10) Marjorie E. Kornhauser, *The Story of Macomber: The Continuing Legacy of Realization*, in *TAX STORIES* 53, 86-93 (Paul L. Caron ed., 2003); Henry Ordower, *Revisiting Realization: Accretion Taxation, the Constitution, Macomber, and Mark to Market*, 13 VA. TAX REV. 1 (1993).

る¹¹⁾。実質的に見ても、本件信託に生じた利得は最終的には受益者らのいずれかが享受するわけだから、信託段階の利得がそもそも受益者らに帰属しているとみなすことは必ずしも不合理とは言えないのではないか¹²⁾。

第2の仮説については、次のことが言える。確かに **Macomber** 判決が示した前述の一般論は、最高裁自身によっては覆されていない。しかし、1958年に法人の所得をその株主に帰属させる（日本でいうパス・スルーの仕組みである）S法人（S corporation）の制度が連邦所得税に導入されており、この制度の合憲性については導入当時から今も特に疑いがもたれていない。そうすると、あくまで事例判断とはいえ、**Macomber** 判決の一般論が維持されていることを明らかにしてしまうのは、CFC税制を含む既存のさまざまな制度の合憲性について疑義を生じさせてしまうのではないか¹³⁾。

IV. まとめ

本判決は、州外に所在する信託につき、州内居住者と信託財産との間にどの程度の結びつきがあれば、その信託から生じた利得について州が課税できるか、ということについて判断したものである。見方を変えると、州内居住者について課税管轄権を及ぼすとして、当該居住者に関係する経済的価値のどこまでを管轄権の対象とすることができるか、ということも判断したものである。一般化して言えば、本判決は、合衆国憲法上の規律管轄権の限界の問題を扱ったものであると言え¹⁴⁾、判決文では事例限りの判断であることが強調されているにもかかわらず、本判決の潜在的な射程はかなり広いと考えられる。

（渕 圭吾）

-
- 11) このような論理を採用したものとして、*Estate of Petschek v. Comm'r*, 738 F.2d 67 (2d Cir. 1984).
 - 12) 受託者から受益者への分配につき受託者の裁量があることについても、受益者による自己拘束と理解する余地があろう。
 - 13) CFC税制につき、Kornhauser, *supra* note 10, at 90. さらに、RESTATEMENT (THIRD) OF FOREIGN RELATIONS LAW § 412 (AM. LAW INST. 1987). なお筆者自身のCFC税制の理解については、渕圭吾『所得課税の国際的側面』(2016) 345頁以下参照。
 - 14) See generally RESTATEMENT (FOURTH) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES: SELECTED TOPICS IN TREATIES, JURISDICTION, AND SOVEREIGN IMMUNITY §403 (AM. LAW INST. 2017).